



発行 新潟県
第7号
 平成28年1月26日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

- 115 自衛隊員の募集（市町村課）
- 116 保安林の指定予定（治山課）
- 117 保安林の指定予定（治山課）
- 118 保安林の指定予定（治山課）
- 119 保安林の指定（治山課）
- 120 保安林の指定（治山課）
- 121 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 122 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 123 公有水面埋立の竣功認可（河川管理課）
- 124 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 125 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 126 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 127 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 128 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公告

- 一般競争入札の実施（危機対策課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

告示

◎新潟県告示第115号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成28年3・4月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 募集対象及び募集期間

募集対象			採用予定数	募集期間
男女別	要員区分			
自衛官 候補生 男子	陸上自衛隊	若干名		平成28年2月19日（金）まで （現在受付中）
	海上自衛隊			
	航空自衛隊			

2 試験期日及び試験会場

試験期日	試験会場

<p>○第1回採用試験 終了しました。</p> <p>○第2回採用試験 終了しました。</p> <p>○第3回採用試験 ※平成28年2月1日受付まで 平成28年2月13日(土) 14日(日) 合格発表3月上旬</p> <p>○第4回採用試験 ※平成28年2月19日受付まで 平成28年3月5日(土) 合格発表3月中旬</p>	<p>陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1)</p> <p>陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)</p> <p>※第4回試験は新発田駐屯地のみ</p>
--	---

※ 期日・会場の変更の場合あり。

3 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせること。

◎新潟県告示第116号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字袖山丁308、丁309の1、丁383から丁392まで、丁393の1、丁394の1、字久保田丁531、丁532の1、字南久保丁922の2、字屋敷くね丁931、字居尻沢丁932から丁940まで、丁941の1から丁941の3まで、丁942から丁947まで、丁948の1、丁948の2、丁949から丁956まで、字長面丁957から丁965まで、丁966の1、丁966の2、丁967、丁968の1、丁969から丁971まで、丁972の1、丁972の2、丁973、丁974、丁1049の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第117号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市安養寺乙301、乙303から乙305まで、乙306の1、乙315、乙317の1、乙318の1、乙326の1、乙327、乙328、乙375の1、乙376の1、乙380、乙383の2、乙386、乙389、乙393、乙396から乙398まで、乙401、乙404、乙405、乙406の2、乙407、乙408、乙413、乙414、乙416、乙419、乙420、乙421の1、乙459の3、乙499の2、乙499の98、乙499の100、乙501の1、乙501の2、乙501の4から乙501の6まで、乙504の1、乙504の2、乙505、乙508の1から乙508の4まで、乙509の1から乙509の3まで、乙509の6、乙636、乙637、乙638の1、乙638の2、乙640から乙642まで、乙643の1、乙675、乙676、乙677の1、乙678の2、乙680、乙681、乙686の1から乙686の3まで、乙688、乙690の2、乙780の1、乙781、乙784、乙785、乙786の2、乙786の4、乙790、乙796、乙797、乙799、乙800の1、乙806の1、乙806の3、乙807、乙808の1、乙809の1、乙809の2、乙809の9、乙813の2、乙869の1、乙870の2、乙871の1から乙871の3まで、乙871の16、乙877、乙879の2、乙883の1、乙884の1、乙885の1、乙886の2、乙886の4、乙890の1、乙898の1、乙899の1、乙901の1、乙1110、乙1111、乙1183の2、乙1185の2、乙1186、乙1187、乙1193、乙1194の1、乙1195の1、乙1213の1、乙1213の5、乙1218の1、乙1219の1、乙1220の1、乙1243の2、乙1244の1、乙1244の6、乙1247、乙1248の4、乙1253の1、乙1253の3、乙1254、乙1264の1、乙1264の2、乙1283の2、乙1284、乙1285、乙1289の2、乙1290、乙1291の2、乙1363の1、乙1427の1、乙1427の6から乙1427の8まで、字上ノ原乙682から乙685まで、乙718、乙782の1、乙783の1、乙786の1、字下モ山乙719、乙720の1、乙720の2、乙721の1、乙721の2、乙722、乙723、乙735の1、乙735の2、乙735の8、乙749、乙752、乙762、乙763の1から乙763の5まで、乙763の7、乙763の9、乙763の10、乙763の13、乙763の15、乙763の18から乙763の20まで、乙763の23、乙763の24、乙763の27、乙763の39、乙763の41、乙763の42、乙763の44、乙763の49、乙763の51、乙763の53、乙763の54、乙763の56から乙763の64まで、乙763の67、乙763の68、乙763の丑2、乙763の卯2、乙768、乙769、乙776、乙777、乙777の1、乙778、乙779、字入乙915の2、乙927、乙945、乙946、乙950、乙951、乙954の1、乙954の2、乙971、乙975、乙977、乙978、乙980、乙981、乙987の3、乙1006、乙1007の1、乙1009の1、乙1009の2、乙1087、乙1088、字上ノ山乙1094の1、乙1094の2、乙1095の1、乙1096、乙1097、乙1114の1、乙1114の2、乙1115の1、乙1115の2、乙1116の2から乙1116の5まで、乙1116の8から乙1116の10まで、乙1180、乙1181の1、乙1182の1、字深沢日向乙1857の1から乙1857の4まで、乙1857の6、乙1857の7、乙1857の13、乙1857の14、字大峯乙1858の1から乙1858の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字兔平成732

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成28年 1月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市三川 2658 の 14

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成28年 1月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市安塚区真萩平字袖牧 4404 の 1、4404 の 2、4406、4419 の 1 から 4419 の 6 まで、4420 の 1、4420 の 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を平成28年 1月15日認可した。

平成28年 1月26日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区の定款の変更

を平成28年1月18日認可した。

平成28年1月26日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第123号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立の竣功を次のとおり認可した。

平成28年1月26日

新潟県佐渡地域振興局長

1 竣功認可年月日

平成28年1月7日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

- (1) 名称 新潟県佐渡地域振興局
- (2) 住所 佐渡市相川二町目浜町20番地1
- (3) 代表者氏名 佐渡地域振興局長 佐々木 稔
- (4) 代表者住所 佐渡市相川下戸炭屋浜町89番地3相川地区集合公舎202号

3 埋立区域

○区域

- (1) 位置 佐渡市水津126番1地先から佐渡市水津126番5地先に至る間の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び51の地点と52の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 - 51の地点 佐渡市水津890番地護岸に設置した基準点T - 1 - 5（北緯38度04分20秒9773、東経138度34分16秒8835）から169度13分08秒、130.014mの地点
 - K751の地点 51の地点から200度32分45秒、11.041mの地点
 - 25の地点 K751の地点から200度32分34秒、6.603mの地点
 - 24の地点 25の地点から161度31分57秒、20.106mの地点
 - K752の地点 24の地点から150度24分04秒、5.213mの地点
 - 23の地点 K752の地点から150度24分13秒、2.630mの地点
 - 52の地点 23の地点から146度00分55秒、14.448mの地点

(3) 面積 326.99㎡

4 埋立の免許年月日及び番号

平成24年3月7日 (23) 新潟県佐振地第476号

5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村

佐渡市

◎新潟県告示第124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年10月28日新潟県告示第1484号）を次のとおり解除する。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大野積地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第125号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年6月26日新潟県告示第824号）を次のとおり解除する。

平成28年 1月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南荷頃地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月25日新潟県告示第219号）を次のとおり解除する。

平成28年 1月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菖蒲地区	長岡市山古志竹沢 小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年 1月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下渡(1)地区	村上市下渡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮の沢地区	村上市下渡	次の図のとおり	土石流
岩沢地区	村上市下渡	次の図のとおり	土石流
火の沢地区	村上市下渡	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢地区	村上市羽下ヶ淵、下渡	次の図のとおり	土石流
八ヶ沢地区	村上市羽下ヶ淵	次の図のとおり	土石流
上ノ沢地区	村上市上山田	次の図のとおり	土石流
十二沢地区	村上市上山田	次の図のとおり	土石流

吉田沢地区	村上市上山田	次の図のとおり	土石流
上山田(H25)地区	村上市上山田	次の図のとおり	地すべり
糸沢地区	村上市下山田	次の図のとおり	土石流
下山田沢地区	村上市下山田	次の図のとおり	土石流
山田沢地区	村上市下山田	次の図のとおり	土石流
座禅沢地区	村上市鑄物師	次の図のとおり	土石流
大栗田(1)地区	村上市大栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大栗田(2)地区	村上市大栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ムカイ沢地区	村上市大栗田	次の図のとおり	土石流
荒田沢地区	村上市大栗田	次の図のとおり	土石流
大栗田地区	村上市大栗田	次の図のとおり	地すべり
菅沼地区	村上市菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼-2地区	村上市菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼-3地区	村上市菅沼	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
門前(1)地区	村上市門前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩ヶ崎地区	村上市滝の前、岩ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
源十郎地区	村上市滝の前、羽下ヶ渚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
タテノ渚地区	村上市滝の前、羽下ヶ渚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
池の尻地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	地すべり
野積(H25)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	地すべり
南荷頃地区	小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり
菖蒲地区	長岡市山古志竹沢 小千谷市大字南荷頃	次の図のとおり	地すべり

山本地区	小千谷市大字山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山本(1)地区	小千谷市大字山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岡田地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時水(1)地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時水(3)地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊乗地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	土石流
幸入道地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	土石流
中の沢地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	土石流
落合川地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	土石流
関之入川支溪地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	土石流
時水地区	小千谷市大字時水、西吉谷、東吉谷	次の図のとおり	地すべり
上坪野(2)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(1)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(3)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(5)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(8)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(9)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(10)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(14)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時之島(4)地区	小千谷市大字塩殿、真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(16)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(17)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(18)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(19)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

塩殿(22)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(1)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	土石流
塩殿(3)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	土石流
山谷(4)地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷沢地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	土石流
米沢川地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	土石流
米沢川支溪1地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	土石流
米沢川支溪2地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	土石流
桜町(1)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(2)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(3)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(4)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(5)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(6)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(8)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(9)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	地すべり
桜町(H25)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	地すべり
鴻巣町地区	小千谷市鴻巣町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須川支溪2地区	小千谷市鴻巣町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩沢地区	村上市下渡	次の図のとおり	土石流
糸沢地区	村上市下山田	次の図のとおり	土石流
座禅沢地区	村上市鑄物師	次の図のとおり	土石流
大栗田(1)地区	村上市大栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大栗田(2)地区	村上市大栗田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ムカイ沢地区	村上市大栗田	次の図のとおり	土石流
門前(1)地区	村上市門前	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩ヶ崎地区	村上市滝の前、岩ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
源十郎地区	村上市滝の前、羽下ヶ淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
タテノ淵地区	村上市滝の前、羽下ヶ淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山本(1)地区	小千谷市大字山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時水(1)地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
時水(3)地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関之入川支溪地区	小千谷市大字時水	次の図のとおり	土石流
上坪野(2)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(3)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(5)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(10)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(14)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

時之島(4)地区	小千谷市大字塩殿、真人町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(16)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩殿(17)地区	小千谷市大字塩殿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷沢地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	土石流
米沢川地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	土石流
米沢川支溪1地区	小千谷市大字山谷	次の図のとおり	土石流
桜町(1)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(2)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(3)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(4)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(5)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(6)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(8)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桜町(9)地区	小千谷市大字桜町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鴻巣町地区	小千谷市鴻巣町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須川支溪2地区	小千谷市鴻巣町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県消防防災ヘリコプター売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

新潟県消防防災ヘリコプターの売却 1機

(2) 売却物件の仕様等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

平成28年3月31日

(4) 入札方法

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県防災局危機対策課危機対策第1

電話番号 025-282-1638

Eメール ngt130040@pref.niigata.lg.jp

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

4 現地機体説明会日時及び場所

(1) 日時

平成28年2月5日(金)14時00分

(2) 場所

新潟県新潟市東区松浜町新潟空港内 中日本航空株式会社新潟支店格納庫

5 入札日時、開札日時及び場所

(1) 日時

平成28年2月25日(木)11時00分

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室(行政庁舎16階)

6 その他

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者の見積もる契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札参加申込み

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を平成28年2月15日(月)17時までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要

とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年1月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 落札件名及び数量
可搬型放射線モニタリングポスト 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
平成27年12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ジェスクホリウチ新潟支店
新潟県新潟市中央区東出来島2番14号
- 5 落札価格
71,150,400円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
平成27年10月30日